

# 最終講義 政治学はどのような学問か？

慶應義塾大学名誉教授 根岸 毅

©2007. 1. 7

塾法学部政治学科を去るにあたって、これまで私が考えてきた政治学の、ひいては学問研究の基本問題に対する回答を、ここに組織立った形で明らかにしておきたい。

以下は、私が、塾大学院法学研究科で開講していた講義科目「政治理論」において論じてきたことの核心部分である。ここに記したことは、すべて、他の著作においてすでに論じたことがある。したがって、以下に論ずることの詳細は、本稿末尾に一覧表示した文献を参照されたい。

.....

## [目次]

はじめに

### A 科学と問題解決

#### I 科学

1. 科学の新しい捉え方
2. 科学に関わらないこと

#### II 問題解決

1. 二種類の間と二種類の学問
2. 「問題」と「問題解決」

#### III 工学の構造

1. 目的についての考察
2. 手立ての解明
3. 問題解決における科学と哲学の結びつき

#### IV 科学の客観性

### B 政治学の構成

#### V 政治学と社会の期待

1. 日常の政治論議と伝統的な政治学の構成
2. 政治学の領域
3. 政治の定義と国家の定義

### C 国家とは何か？

#### VI 二つの定義の試み

[1] 力の特徴から国家を定義することができるか？

1. 力の行使のメカニズム

[2] 目的の非限定性から国家を定義することができるか？

#### VII 国家一定義の仕方

1. 工学としての定義の条件
2. 「国家」の多義性と問の立て直し

#### VIII 装置の定義の仕方

[1] 「装置」(a device) とは何か？

[2] 装置が実行する仕事の種類

1. 仕事の構造—木型の構造、特有の仕事と準備作業
2. 装置の複合化
3. 「特有の目的」と「特有の仕事」
4. 装置の定義の手順

・手順1: 複合化により後から付け加わった仕事は無視する

- ・手順2: 準備作業は無視する
- ・手順3: 装置の定義は、その装置に「特有の目的」と「特有の仕事」に言及することによって可能となる

#### IX 装置としての国家の定義

##### [1] 政治学者の「落とし穴」

1. 「国家は何でもやる」の認識について
2. 「国家に専売特許の仕事はない」の認識について
  - [2] これさえやっていたら「国家」と呼べる目的や仕事は何か？
    - (1) 国家の守備範囲の拡大
      1. 装置の複合化の典型的な事例としての行政国家化現象
      2. 複合化のメカニズム
        - (2) 国家に「専売特許」の仕事
          - [a] 外敵の防衛
          - [b] 国内の治安の確保

##### a. 国家以外の場合

##### b. 国家の場合

##### c. 国家の場合のみが「特有の仕事」として実行されている

##### d. 国家が設定する規則の種類

#### X 国家—その全体像

##### [1] 「国家とは何か？」に答える

##### [2] 国家の歴史的概念と超歴史的概念

##### [3] 政治学における妥当な問

おわりに

## はじめに

20世紀、とくにその後半の政治学（政治理論）に特徴的なのは、それがみずからを「科学」に仕立てることに動機づけられており、「科学化の要請」に忠実に応えようとしたことである。その要請とは、「科学の客観性」「価値と事実の峻別」「価値判断の排除」などのいわゆる「価値自由」の要請であり、研究者の理論的関心が強ければ強いほど、これらの要請に応えることが重要だと考えられた。この状況は、また、広く社会科学一般にみられた傾向である。

これらの要請は、概略つぎのように理解された。「学問が科学であろうとするならば、それは、人の意識から独立して存在する『事実』と、人の意識が行なう判断の結果としての『価値』を、はっきりと区別する必要がある。前者に対して後者の判断を加えることは、前者の有り様についての認識を歪めることになるから、科学を試みる者は事実認識の対象に対する価値判断を差し控えなければならない。」科学の要請をこのように理解した結果、政治学（政治理論）では、20世紀後半も早い時期に、それが取り上げて研究する対象の範囲から、日常政治上賛否の対立が明らかな問題は極力排除され、人びとの間に対立のない、その意味では「政治」と呼ぶのにふさわしくない問題が主に取り上げられるようになった。

政治学のこの変化に対しては、科学としての厳密さ云々ではなく、「社会の期待を裏切るもの」（lack of social relevance）とする観点からの激しい批判が投げかけられたことは記録に留めておく必要がある。同様の批判は、社会科学の広い領域で起こった。（参照：行政学のNew Public Administration、経済学のRadical

Economics、社会学のNew Sociologyなど。)

以上に記した政治学者の研究姿勢と大きく異なるのは、自然科学者のそれである。自然科学者は「価値自由」の主張を行なうことがない。その理由は、自然科学では理学と工学の分業が確立しているからである。工学者が扱う対象は価値に関わっている★が理学者は価値関心から解放されている、という理解は、自然科学者の間でも、社会一般にも広く受け容れられている。

★ 対象の事物が、モノ（事実）として存在すると認識されていると同時に、望ましいまたは不都合だと評価されているということ。

このような了解の下では、理学者は価値自由の主張を行なおうとはしない。それは、彼が自分自身を社会の必要（価値判断）から解放すべきという主張をする必要がないからである。つまり、理学、工学を分ける前提自体がすでに、理学者をそのようなものと規定しているのである。他方、工学者もまたそのような主張を行なうことがない。なぜならば、彼は、みずからの扱う対象が価値に関わるものであることを、誰よりもよく自覚しているからである。

価値自由をめぐる社会科学者と自然科学者の異なる研究姿勢のうち、私たちがとるべきはいずれであろうか？ 私は、より説得力があるのは自然科学者の姿勢だと考える。それは、自然科学と社会科学が達成した業績の大きさを比べてみれば明らかである。

私たちが生きるということは、繰り返し問題解決を行なうことである。複雑かつ高度化した現代の生活環境にあっては、問題解決は学問による手引きをますます必要としている。自然科学の工学系の各分野はそれぞれに、その手引きの供給を、みずからの分担する領域で曲がりなりにも果たしている、もしくは、果たす態勢を整えている。

これに対して、社会科学とくに政治学の場合はどうであろうか？ 私は政治学は、後で詳しく述べるように、特定の分担領域において、人びとに問題解決の手引きを提供する任務を負わされた学問であると考えている。問題は、政治学に、その分担領域はなにか、手引きはいかにして提供すべきかが分からなくなっていることである。この状態から抜け出すためには、**社会科学にも、自然科学における「理学」と「工学」の区別の観念を導入する必要がある。**

ところで、理学は「基礎（または純粋）研究（または科学）」、工学は「応用研究（または科学）」と呼ばれることがある。その両者の間には「前者の入手した知見を後者が『応用』する関係がある」と捉える理解が一般的である。これを、「純粋研究の応用研究に対する論理的先行性」と呼ぶ研究者がいる。この理解の延長線上にあるのは、後者は前者の「たんなる応用」だから、前者の構造を解明すればそれで、人が行なう問題解決のための知的活動の構造は充分理解できる、とする立場である。

20世紀後半の「科学志向」の政治学は、方法論としてはこの立場に立っていた。その結果、それが追い求めたのは基礎研究としての政治学であった。それは「基礎」であるがゆえに歩みが遅く（slow）、同時に現実社会の諸問題から距離を置く（remote）ものとされた（see David Easton, "The New Revolution in Political Science," *American Political Science Review*, 63 (December, 1969).）。「いま着実に基礎固めをしておけば、いつの日にかその成果が『応用』されて現実社会の諸問題の解決が図られるようになる」というのが、科学志向の政治学者が安んじて「基礎」研究に専心できた根拠であった（see Martin Landau, *Political Theory and Political Science: Studies in Methodology of Political Inquiry* (New York: Macmillan Co., 1972), pp. 21-25 and 27)。

しかし、実際は、「応用」研究とされる工学で活用されているのは、理学が手に入れた知見のみではない場合がふつうである。（上の一般的な理解が正し

いとすれば、マクスウエルの電磁場に関する理論だけでコンピュータ（ハードウェア）が作り出せたはずである。）これは、**問題解決（工学）は理学で入手された知識のたんなる「応用」に過ぎないとする、従来の「科学についての理解」に誤りもしくは足りないところがあることを示唆している。**そして、もし**政治学に、社会の期待に応える—社会が求める問題解決の手引きを提供する—必要があるのなら、科学および学問についての新しい見方が必要になる。**

以下で私が試みたのは、第一に、問題解決（工学）の構造を解明することである。それにより、これまで社会科学者を悩ませてきた広範な方法論上の問題に回答がもたらされるはずである。そこでは、価値自由を主張する代わりに、価値に関わる議論（哲学）と事実分析（科学）とがいかんにして統合されるのかが説明される。そこでは、論理的には別個のものである価値と事実が、問題解決の過程にあってはどのようにして関係づけられるのかが明らかにされる。そこでは、問題解決という実際的な目的のために、法則が入手され、活用される過程が解明される。

## A 科学と問題解決

### I 科学

#### 1. 科学の新しい捉え方

科学とは、私たちが事物に関して知識を手に入れる際のやり方の一つである。この知識は、原因と結果の間の規則的な関連をその内容としており、事物の生起のメカニズムを示すものである。ところで、事物の生起のメカニズムを特定し、それに基づいてその事物を生起させた原因を指摘することは「説明」と呼ばれている。

説明を行なうのは科学だけではない。宗教や迷信も、同じく事物の生起についての説明を試みる。その論理構造に関しては科学と同じである。科学的説明の特徴は、特定の「事物の生起の規則性の観念」を説明の根拠として採用する過程にある。科学の場合、人は、いかなる説明の根拠にもつねに間違いの可能性があると考える。したがって、説明の根拠として用いられようとしている規則性の観念を事実と突き合わせ、事物がその通りに生起することを確認し、そのかぎりですべてを受け容れる。ここでは、説明の根拠を人に受け容れさせるのは、その根拠が事実と合致することが確認された、その意味で妥当性をもつという信念である。科学では、このようにしてその妥当性が確認された規則性の観念を「法則」と呼ぶ。**科学と呼ばれる知的活動の産物は法則である。\***

**\* 法則は、ある事物（前件）が成立するならば別の事物（後件）も成立するという、複数の事物の間の関係を述べており、しかも、それが同種のすべての場合に成立すると主張する。**

この関係は、いかえれば、 $y=f(x)$  で表現される関数の関係である。すなわち、ここでは、前件（ $x$ ）も後件（ $y$ ）も変数として捉えられており、複数の変数の間の関係が問題になっている。  $x$  は「**説明変数（独立変数）**」であり、因果の関係でいえば「**原因**」もしくは「**条件**」である。  $y$  は「**被説明変数（従属変数）**」であり、「**結果**」である。この関数が記述しているのは、説明変数の値の取り方に対応して被説明変数とその値を変えるという関係である。

科学では、いまだその妥当性が確認されていない規則性の観念を**仮説**と呼ぶ。また、その主張の妥当性を確認する作業を**検証**と呼ぶ。具体的には、その作業は、妥当性を確認しようとする仮説から「**特定の場合**」を演繹し、それが実際そうであるか否かを確認するという形をとって行なわれる。より具体的にいえば、検証のために行なわれる作業とは、たとえば、説明変数に特定の値を代入し、その場合に被説明変数と取る値を特定し、実際に説明変数とその値をとる状況を実験で作り出したり、自然に存在するそのような状況を観察したりして、被説明変数が事実その値をとるか否かを確認するというものである。

しかしながら、この作業によっては、仮説の妥当性は、じつは完全には確認することができない。なぜならば、仮説がその妥当性を主張するのは「**すべての場合**」についてであり、それは、時間的位置だけに限っても、過去から未来までのあらゆる位置について言うのに対し、私たちがその主張と事実と突き合わせることができるのは、限られた時間的位置で生起する事象についてだけであるからである。

したがって、以上の作業で確認できるのは、その特定の場合には仮説の主張が「**反証され**

なかった」ことだけである。いいかえれば、私たちは、特定の場合で反証されなかったという事実の積み重ねの上で、ある仮説の主張がすべての場合について妥当であるとしてそれを受け容れ、それに法則の身分を認めるのである。

ところで、ここに述べた説明の過程を詳細にながめてみると、それが二つの要素から成っていることが分かる。その一は、当該事物の生起のメカニズム一般を記述している法則を「入手」する局面であり、その二は、その法則を「活用」してその事物の生起の原因を特定する局面である。★

★ 前者で問題になるのは、変数と変数の間の一般的な関係すなわち関数である。後者でのそれは、それら変数がとる特定の値である。

説明の過程を以上のように二つの局面に分けてみると、つぎの点が明らかになる。すなわち、「説明」は、論理的にいえば、**第一の局面で入手した法則の活用目的の「一つ」に過ぎず、そこに「他の」活用目的が入ってもおかしくないことになる。**事実、他の目的として「問題解決」をあげることができる。

これまで、科学と説明とは同一視され、(いいかえれば、説明は法則活用の唯一の目的であると誤解され、)したがって、(説明と問題解決の論理的対称性が指摘されることはあったにせよ、)方法論の議論上、問題解決に説明と同等の重さの身分が与えられることはなかった。その結果生じたのが、すでに指摘した、「工学は理学のたんなる応用に過ぎない」とする理解と、科学志向の政治学にみられた社会問題の解決への手引きの提供に対する無関心であった。

以上の考察から、私は、上の二局面に分けての分析と整合性がある、つぎのような、科学の新しい捉え方を採用することにする。**科学の核心は、「仮説を事実と照らし合わせてその妥当性を確認し、受容または拒否する」という手続きを踏んで行なわれる法則入手の活動である。**くわえて、その法則を活用して行なわれる知的活動—説明や問題解決など—も科学もしくは科学的活動と呼ぶこととする。

したがって、ある学問の「科学化」を進めるというのは、その分野で知見を入手する際に、以上に指摘した「仮説を事実と照らし合わせてその妥当性を確認し、受容または拒否する」という作業をあらたに導入したり、すでに行なわれているその作業を強化することを、また、法則の活用という形で行なうことができる作業を実行するに際して、あらたに法則の活用を始めたり、すでに行なわれているその作業を強化することを意味する。

## 2. 科学に関わらないこと★

★ あることが存在すればかならず科学の進展の度合いに違いが現われるという関係が存在しないこと。いいかえれば、そのことが存在したときに、科学の進展の度合いに変化が生じる場合もあれば、生じない場合もあるということ。

つぎに、科学に関わらないことは何かを確認しておく。これは、政治学の「科学化」が社会の期待を裏切るものになってしまった経緯を評価するために必要な作業である。

上に指摘したように、科学の核心は、「仮説を事実と照らし合わせてその妥当性を確認し、受容または拒否する」という手続きを踏んで行なわれる法則入手の活動である。その法則を手に入れるためには、まず、ある仮説を思い付き、つぎに、それを事実と突き合わせてその妥当性を確認するという二つの局面が必要である。これらの局面は、ふつう、前者が「発見の文脈」、後者が「妥当化の文脈」と呼ばれている。

**科学に関わりがないのは前者である。**すなわち、発見の文脈は、そこでなにが起きようが、起きなからうが、そのことが研究結果の妥当性を一義的に左右するものではない。(両親をガンでなくした研究者は、かならず、ガンの研究で成功をおさめる、とは言えない。)

研究者が特定の仮説を思い付くまでの過程は、さまざまな選択とそれにとりもなう排除から構成されている。つまり、仮説は無数かつ多様に考えられるにもかかわらず、特定の研究で検証にかけられる仮説の数は限られており、考えうる無数の他の仮説はすべて排除されることになる。一個の研究活動が限られた数の問題を研究対象に取り上げるその背後で、その研究には取り上げられずに放置される問題が無数に存在することになる。\*

★ 研究の対象に取り上げられる問題を problems、取り上げられずに排除された他の問題を unproblems と呼ぶことができる。(See Lewis S. Feuer, "Problems and Unproblems in Soviet Social Theory," *Slavic Review*, 23 (1964).)

この研究課題の選択はさまざまな理由のもとに行なわれるが、その内容のいかんにかかわらず、これは発見の文脈での出来事であり、妥当化の文脈での作業の成功、不成功を一義的には決定づけない。つまり、科学とは直接関わりがない。したがって、例えば、**政治学が特定の問題(研究課題)を研究対象に取り上げたから科学化が進んだとか、特定の問題を研究対象に取り上げないから科学化に逆行している、**と言うことはできない。★ ★★

★ ところで、仮説を受け容れる根拠の不確かさ(すべての事例については妥当性を確認できない)から、法則の確定が一義的にはなされ得ない。そこで、科学的知見がいかんにして確立されるかに関しては、科学哲学者の間に論争がある。これは、知的活動の妥当化の文脈での出来事に関する論争である。これとは異なり、本稿において私が展開する議論は発見の文脈での出来事に関するものであり、その論争の決着がどのように着こうとも、私の主張の妥当性には関わりがない。

★★ 以上の議論に対しては、政治学はいかなる法則とも無縁の存在だから、その主張は当てはまらないとする反論がありうる。しかし、政治学もまた、法則と無関係ではあり得ない。(参照、根岸毅他『国家の解剖学』日本評論社・1994年、46-47ページ。)

## II 問題解決

法則の活用目的は、私たちが日常生活の中で、生活の必要に迫られて生み出すものである。その主なものが、説明と問題解決である。★つぎに、この動機の違いが、二つの異なる型の学問研究を生み出す様子を明らかにする。その際とくに政治学が問題解決を目的とする学問の一つと考えられることから、この種の学問研究について、詳しく検討を加える。

★ 「説明」は、知的好奇心が満たされるという利点と、事物の生起の原因が分からないことから来る不安感を取り除くという利点の追求に動機づけられている。「問題解決」は、生活の質の向上、いいかえれば、質の低下の回避を求めて行なわれるものである。

### 1. 二種類の問と二種類の学問

私たちが日頃発している問は、大別すると次の二つ型のいずれかをとる。

- (1) Why do they act as they do?
- (2) Why don't they act as they should?

この違いは、人が考察の対象に対して、二つの異なる関心(動機)をもつことを示している。その点は、上の問を、意味を変えずに、次のように書き換えるとはっきりする。

- (1)a Why do they act as they do,  
which is what attracts my intellectual interest?
- (2)a Why do they act as they do,  
which is what, I believe, they should not do?

(1)では人は対象を「説明」することに関心があり、(2)では対象に見出す「問題の解決」に関心がある。学問は、このような日常の問い掛けの延長線上に形作られるものである。したがって、問題解決を目的とする学問の基本的な設問は(2)の型をとり、説明を目的とする学問のそれは(1)の型をとることになる。以下、前者を「工学」、後者を「理学」と呼ぶことにする。

注目してほしいのは、aの両者のカンマ以前の問の部分はいままったく同じだという点である。すなわち、両者の違いは問とそれに答を出すやり方そのものではなく、問を発する動機（カンマの後）にあるということである。

理学が求めるものは、一定の状態を生起させるもの（原因；1)aのカンマ以前の問への答）の特定である。理学に携わるものがそのような関心をもつのは、その知的作業自体の面白さ（(1)aのカンマ以降の記述）の故である。これに対して、工学は、一定の状態の生起が「望ましい」状態の生起を妨げていると捉え（(2)aのカンマ以降の記述）、前者の状態を生起させたもの（原因；2)aのカンマ以前の問への答）を特定するに留まらず、後者の望ましい状態を実現するために必要な方策の提示を試みる。

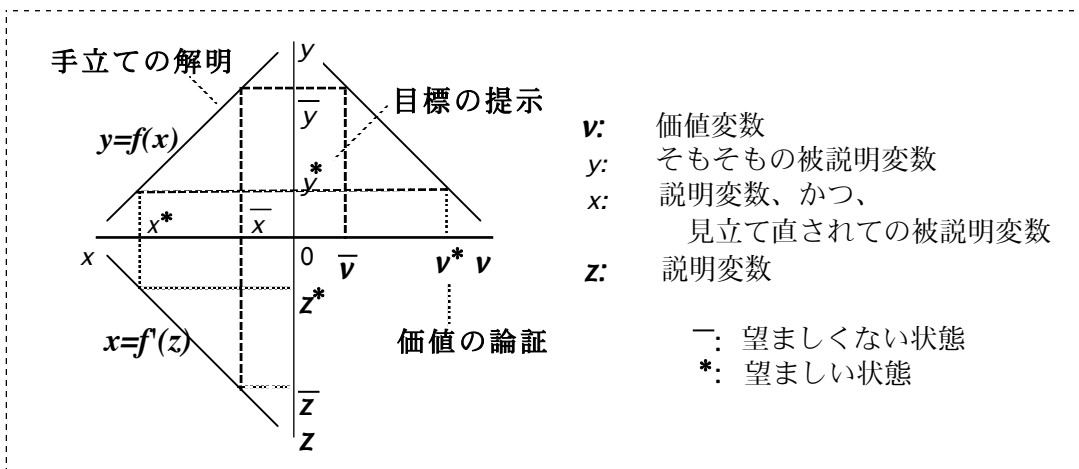
## 2 「問題」と「問題解決」

ここでいう「問題」とは、「『望ましい』状態の生起を妨げているとして捉えられたある状態」（不都合）のことをいう。

「問題解決」とは、不都合と評価されるある状態を除去し、望ましいと評価される別の状態を生起させることをいう。これは、「不都合が除去された状態を、被説明変数が特定の値をとった状態として記述できる法則」の活用によってのみ可能となる。すなわち、その法則の被説明変数が「望ましい」とされる状態（目的状態）に対応する値をとった場合の説明変数の値を特定し、説明変数がその値をとる状態を実際に生起させることで、結果として目的状態を実現するというのが問題解決の作業の論理構造である。

### Ⅲ 工学の構造

「工学」の特徴は、それが取り扱う法則の被説明変数の値の変化がなんらかの価値の高低と対応づけられていると言う点である。また、この点を要として、工学は、「科学」としての事実分析と「哲学」としての価値の考察を結び付けている。これらの点に注目しながら、工学の構造を次の図を用いて説明する。



#### 1. 目的についての考察

問題解決のためには、まず、現状を不都合な状況と認識し、それがその生起を妨げている「望ましい」状態を特定する必要がある。この状態が「問題解決

の目的（目標）」である。

上の図の第一象限の横軸  $v$  は、私たちの評価における価値の高低を示している。縦軸  $y$  は、特定の事物（事実）の状態の変化（量的多少）を示している。私たちは、身の回りに存在する事物の多くについて、一方で、その値が量的に変化する一個の変数として捉え得ることに気づき、他方で、その値の変化に対応してその事物に対する自分の評価が変わるという関係があることに気づく。

（例えば、私たちの生活環境の一つである大気についていえば、その一側面が二酸化炭素の含有率として捉えられることを知っているとともに、その含有率が 0.03 パーセントより大きく隔たるのを困ったことだと考えている。）

この関係を概念的に図示したのが、上の図の第一象限である。（概念図であるから、見やすいように、グラフは直線にしてある。）

この関係を意識するなかで、私たちは、問題解決の「目的の設定」、および、その目的がなぜに望ましいのかについて「価値の論証」を行なっている。

問題解決の目的または目標は、不都合とされる現状に対応する変数が、高い価値をもつと考えられる異なる値 ( $y^*$ ) をとった状態である。この状態の指摘（目的の提示）がなければ、問題解決は始まらない。

ところで、人の意識は千差万別である。したがって、何を問題解決の目標にするかに関して、人びとの間で合意ができない場合の方が多くに思われる。とくに目標が複数の人びとの利害に関わり、複数の人びとの協働作業なくしては実現しえないものである場合には、問題解決の目標が決められないために、作業が頓挫せざるを得ない状況が頻発する。そのような場合に必要なのは、自分が設定した目標が、他人の設定した目標より優れている（より価値がある）ことを論理的に示し（価値の論証）、他人を説得する作業である。これはまさしく「哲学」の作業である。この意味で、哲学は工学（問題解決を目的とする学問研究）の不可欠の構成要素である。

## 2. 手立ての解明

問題を解決するためには、何も存在しないところに、もしくは、現状が不都合だと認識されるところではその現状に代えて、「望ましい」と評価される目標の状態を生起させることが必要である。

一般に、事物の状態は、なんらかの他の事物の状態の変化に対応して変わると考えられる。この前者が「被説明変数」に、後者が「説明変数」に対応する。第二象限は、横軸  $x$  の値の変化に対応して縦軸  $y$  の値が変化する関係を図示している。（概念図であるから、見やすいように、グラフは直線にしてある。）つまり、 $x$  と  $y$  の間には  $y=f(x)$  で記述される関数（法則と呼んでもよい）の関係がある。

もしこの関係が私たちに既知であれば、 $y$  が目標の値をとる際の  $x$  の値をこの関数から特定することができる。問題解決の手立てとは、この時の  $x$  の値 ( $x^*$ ) を生起させることにより、結果として目標の状態 ( $y^*$ ) を生起させることである。

ところで、 $x$  の値を操作する方法が私たちに既知でない場合には、私たちは  $x$  の値を規定する別の変数を特定する必要がある。その作業は第三象限に図示した。さらに、この象限での研究の結果注目される説明変数（図の中では  $z$ ）の生起のさせ方が既知でない場合は、同様の作業が第四象限で行なわれることになる。以下同様に、ある象限で説明変数とされたものが、つぎの象限では「被説明変数」に見立て直される。この見立て直しと新しい説明変数の特定は、逆時計回りの方向で、その新しい変数の操作が既知となるまで続けられる。このようにして、一つの研究課題と関連していくつもの被説明変数が存在することになるが、研究者の価値判断と直接対応づけられているのは第二象限のそれのみであり、それが起点となって第三象限以下の見立て直しが行なわれるという意味で、第二象限の被説明変数を「そもそもの被説明変数」と呼ぶ。

もし、上の関数のいずれかが既知でなければ、工学者みずからがその関数入手する努力をする必要がある。（工学が関心を示す変数群は特殊性が強い。



そのような変数間の関係に理学者が関心を持つことは多くないので、その関数を理学の成果から手に入れることは期待薄である。) したがって、法則の入手の作業すなわち「科学」は、工学の一部を構成する。

### 3. 問題解決における科学と哲学の結びつき

以上に明らかなように、問題解決の過程では、第一象限での「哲学」的考察と、第二象限以下での「科学」すなわち法則の入手およびその活用の活動が、問題解決という一つの目的の実現のために、役割分担をしながら協働作業を行っている。

工学から哲学が失われれば、残る科学が私たちをどこへ連れてゆくか分からない。

工学から科学が失われれば、残る哲学だけでは、私たちは目標達成のために具体的に何をすべきかが分からなくなる。いずれの場合も、問題解決が十全な形で行なわれることは期待できない。

一方、この結びつきが確実に行なわれていれば、工学の科学部門が取り扱うすべての変数は、その値の変化がかならずそもそもの被説明変数の値の増減をもたらすことになる。この際、法則の入手は可能な限り科学的に行なう必要がある。なぜならば、科学的にというのは「事実即して」という意味であり、そうして始めて、工学の科学部門の知見が指示する問題解決の方策がまた事実即したものの、実際に効力をもつものとなるからである。

## IV 科学の客観性

事実と価値が別物であることは明らかである。これまでの議論で用いた言葉を使えば、「事実」とは説明変数および被説明変数が記述する事物そのものおよび両者の関係性であり、「価値」とはそれらが私たちの欲求を満たす性質をいう。両者は論理的には別個のものである。

しかし、同時に、私たちが事実と価値の間に対応づけを行なっていることも厳然たる事実である。すなわち、第一象限に記述した出来事がそれである。これが事実として否定できないのならば、価値と事実を別個のものとして区別はしても、価値についての議論や、価値との対応づけから始まる事実についての議論を否定することはできない。実際、問題解決のために行なわれる学問研究すなわち工学においては、科学的な事実分析と哲学的な価値の考察は、学の構成のなかで機能的に結び付けられている。

**科学の客観性は、以上の説明での第二象限以下の象限での妥当化の文脈においてのみ論じるべきであり、第一象限にまでその議論を持ち込むのは論理的に間違いである。価値の議論は第一象限（発見の文脈）での出来事であり、それが被説明変数の選択の理由になっているからといって、第二象限以下の象限での作業の客観性が侵されるものではない。**

## B 政治学の構成

### V 政治学と社会の期待

これまでの議論を前提とすればつぎに問われるのは、政治学は理学なのか工学なのかである。ある学問領域が工学であるか否かは、その領域で研究に携わる研究者が決めることではない。工学は、社会の要請に応じて生まれるものである。

では、政治学に対して、「工学の期待」すなわち「特定の種類の問題を解決するための高度に専門的な手引きを提供すべし」とする社会からの要請はあるであろうか？ 答は「ある」である。それは、日頃私たちが行なっている政治論議の特徴に示されていると同時に、その延長線上に位置づけられる伝統的な政治学の構成にも現われている。

## 1. 日常の政治論議と伝統的な政治学の構成

一般の人びとは、自分たちが日頃行なっている政治論議の専門性を高めたところに政治学を位置づけている、と言ってよいであろう。つまり、日常の政治論議と政治学は、その構成と対象を共有していると考えられる。

**日常の政治論議の構成の特徴は、考察の対象は社会的な「事実」であるが、同時に「評価の対象」であり、そこに問題（不都合）が指摘され、その問題の解決が論じられるところにある。**（問題解決に必要な要素のすべてではなく、その一部のみが論じられることが多いが、その際でもその部分は問題解決の文脈のなかに置かれている。）そして、**その議論の対象は、「国家」および「国家と直接間接に関連する出来事」に限られる。**以上の点は、日常の政治論議の典型である新聞の社説で「政治」を論じたものを参照して、確認してほしい。

ところで、「政治」をどう捉えるかによって、確認されるものが異なることが予想される。そこで、一般の人びとの日常の論議において「政治」という言葉が何を指すのかを確定する必要が出てくる。

結論を言えば、一般の人びとが「政治」という言葉を用いて組織的にものを考え、議論を行なう際には、「**国家機関の働き、その働きの対象である国民とその生活、および、それに関連する事柄**」が話題となっている。**この対象の限定は、「政治」という言葉が問題解決の文脈で使われ、その問題が「国家」との関わりにおいて生じてくるからである。**この「関わり」とは、国家をそもそもの被説明変数とする関数の関係にある、ということである。

日頃一般の人びとが政治を論ずる際に見られる前述の特徴は、そのまま伝統的な政治学の特徴にもなっている。政治哲学とも呼ばれるそもそもの政治学は、理想国家論とも呼ばれている。それが行なっていたのは、研究者が理想とする国家像の記述とその価値の論証である。政治哲学より後に現われた政治制度論は、一国の政治上の問題を解決する制度的な方法を見出すため、問題が解決したと思われる外国の制度を「見本例」として紹介するのを主たる役目とするものであった。

## 2. 政治学の領域

工学には、人びとが直面する問題の解決に対して、高度で専門的な手引きを提供することが求められている。ところで、人が直面する問題は複雑多岐にわたっており、一個の工学でそのすべてに対処する態勢にはなっていない。これは、**工学は複数存在し、一つひとつの工学にはそれに固有の分担領域がある**ことを意味する。

この分担は社会通念として決まっている。その「決まり」が、一般の人びとの「政治」の用語法、日常の政治論議の対象の範囲に現われている。

**社会通念に従えば、工学としての政治学が分担する領域は、「国家と関連して生じる問題群」である。**

## 3. 政治の定義と国家の定義

理学であろうが工学であろうが、一個の学が研究の対象にする事象の範囲は、そこで行なわれる研究が関心を示す説明変数と被説明変数に対応する事実のすべてであり、そしてそのみである。

私は、これまでの議論で、「政治学は、国家と関連して生じる問題の解決に専門的な手引きを提供する工学でなければならない」ことを明らかにした。くわえて、Ⅲで明らかにした工学の構造に基づけば、以上の補足説明として、つぎの点を指摘することができる。

工学としての政治学が関心を示す説明変数と被説明変数は、Ⅲで示した図の第二象限以下の第  $n$  象限までに現われるそれである。このうち、第一象限で価値の高低と対応づけられる—それがある値をとると「問題あり」と判断され、別の値をとると問題が解決したとして称揚される—変数のみが研究者の価値関心に直接裏付けられて、研究対象に取り上げられる変数である。（これを「そもそもの被説明変数」と呼んだ。）その他の変数はすべて、そもそもの被説明

変数と関数の関係があると考えられたが故に研究者の関心を引いたのである。いかえれば、すべての説明変数は、そもそもの被説明変数となんらかの関数の関係があると認められた時に、そしてその時にのみ説明変数の身分を獲得して、政治学の研究対象となる。

工学としての政治学の「そもそもの被説明変数」は、「国家」を記述し、かつ、その状態の変化が「不都合の発生、存在と消滅」に対応するものである必要がある。また、政治学が取り上げるそれ以外の被説明変数は、そもそもの被説明変数と関数の関係にある説明変数が「見立て直された」ものである必要がある。（見立て直しの回数は問わない。）すでに明らかのように、その範囲は、そもそもの被説明変数を確定することで、事実として決まってくる。

このように考えると、工学としての、つまり社会から付託された領域での問題解決を目指す政治学の研究対象の確定のためには、「国家」の定義がまず必要になることが分かる。また、政治学を構成する上で「政治」の定義が必要ではないことも明らかである。

方法論的に必要はなくても、政治を定義することはできる。

「政治」は行為である。上の文脈に現われる行為は、「国家」に働き掛けて、その現在の有り様を維持または改善しようとする行為と行うことができる。これが「政治」の定義である。その具体的な姿は、ここでも、「国家」のなんであるかの解明なしには明らかにならないことが分かる。

## C 国家とは何か？

### VI 二つの定義の試み

政治学の構成とそれが分担する領域が以上のように決まったとなると、政治学ではまず第一に「国家とは何か」の間に答える必要があることになる。

方法論的にいえば、国家は、政治学という一つの工学が研究対象とする事象の範囲を決める働きがある「そもそもの被説明変数」に対応する。つまり、その値（状態）の変化が、社会がその処理を政治学に託した不都合の発生、存在と消滅を現わしている必要がある。この対応があるがゆえに、人びとはその状態を実現または排除しようとして行動を起こすのである。国家は、そのようなもの一評価の対象および行動の目標になるもの一として規定する必要がある。

国家を定義しようとするこれまでの試みには、概して十分な説得力がない。しかしその中で、つぎの二つには検討を加える必要がある。

#### [1] 力の特徴から国家を定義することができるか？

国家の定義に関して従来いわれてきた説の一つは、「主権」（対内的、対外的に発揮される、無条件の絶対的な力）を行使する活動主体が存在すればそれが「国家」だとする。より厳密に言えば、これは、「一つの人の集まりとそのなかの一つの活動主体を想定し、その活動主体が、その人の集まりの内部においてはあらゆる他の活動主体を無条件に強制することができ、その集まりの内外的あらゆる他の活動主体からけって強制されることのない」とすれば、その活動主体が「国家」だとする。

この議論は、つぎの主張を含んでいると読むことができる（参照、次項の力のメカニズムの理解）。すなわち、他者に自分の選択の与件を操作される立場にある者（B）は、その操作を行なう立場にある者（A）に対して「無条件に」力を行使することはできない。しかし、ある種の活動の主体はけって B の立場に立つことがなく、したがって絶対的な力を無条件に行使することができる。この、けって B の立場に立つことがない活動主体が「国家」である、と。

この理解は、はたして、正しいのであろうか。

## 1. 力の行使のメカニズム

「力」(“power”、日本語で「権力」「強制力」と同義として扱う)は、つぎに示すメカニズムを通して行使される(参照、田中宏「第3章 国家と権力の理論」(根岸毅他『国家の解剖学』日本評論社・1994年)の「1 権力とは」)。ここに、力を行使する者(A)と、行使される者(B)がいるものとする。両者の間には相互に働きかける関係が存在するが、以下では、AがBに働きかけると、Bの反応にどのような変化が現われるかのみに注目する。

具体的には、つぎのような時代劇の場面を想定してみるとよい。

米問屋の三河屋は、すべての米問屋が結託してカルテルを結び、米の値段をつりあげ、米相場で大もうけをしようと企んでいる。ところが、「仏の〇〇」と評判の越後屋は、その話しにのろうとしない。そこで、三河屋は、越後屋が三河屋にとって都合のよい決心(カルテルに加わる)をするようにと、越後屋に働きかける(たとえば、越後屋の一人娘をかどわかして、カルテルに加わることを強要する)。ここでは、三河屋がA、越後屋がBである。

かどわかしの前後で、Bの選択は、「断固加わらない」から「娘を助けるために、いやいや応じる」に変わる。それは、それぞれの状況で、自分にとって最大の満足を追求しようとしながら、Bの行なう計算(自分が最大の満足を手に入れるにはどうしたらよいかについて考慮すること)がAの操作でつぎのように変えられてしまうからである。

まず、かどわかし前の状況でのBの計算は、つぎのように行なわれる。

選択肢:	a: カルテルに加わらない b: カルテルに加わる
選択の帰結:	d: 娘の身は安全
選好:	a > b
計算:	a+d > b+d

註: 選択のいかんにかかわらず、帰結にはdが伴う。

選択: a … 「断固加わらない」

「選択肢」とは行動計画のことである。一つの行動計画を実行に移すと、なんらかの「帰結」がセットとなって生じる。「選択」とは、選択肢と帰結の複数のセットのなかから、選択者が自分にいちばん都合のよいセットを選ぶことである。このセットは、自然にできる場合と、他者が作る場合とがある。

かどわかし前の状況に対して、後の状況ではBの計算はつぎのように変わる。

選択肢:	a: カルテルに加わらない b: カルテルに加わる
選択の帰結:	d: 娘の身は安全 d': 娘が危険にさらされる
選好:	a > b、d > d'、 d'  >  a
計算:	a+d' < b+d

註: 選択肢 a には d' がセットされ、b には d がセットされている。

|d'| > |a| ゆえに、a > b は考慮されず、d > d' でことが決まる。

選択: b … 「娘を助けるために、いやいや応じる」

A は、B 本人では変えることができない条件(与件)を、B の選択の過程に持ち込む。これが「力を行使する」ということの実態である。B は何もできないのではなく、A に都合のよい選択が B にとっても最大の満足をもたらすよう「仕組まれる」のである。厳密にいえば、「他者が、セットを作ることで選択者の計算の過程に干渉し、それがなければ選ばれないはずの他者が望む選択肢のセットを選択者に計算づくで選ばせること」である。これを「強制」と呼

ぶ。「力の行使」の核心は「相手の与件を操作すること」にある。

このメカニズムの分析から、つぎの点が明らかになる。すなわち、論理的には、「けっして B の立場に立つことがない者」は存在しえない。また、事実の問題として、「超法規的措置」は国家が B の立場に立たされた実例である。ゆえに、この説が主張するような、**無条件に絶対的な力を行使できる活動主体は存在しえない**。したがって、この説に依拠すれば、国家は存在しえないことになる。これは社会通念に反するし、私たちがいま求めている答ではありえない。

## [2] 目的の非限定性から国家を定義することができるか？

もう一つの注目すべき説は、国家の特徴がその「目的が限定されないこと」にあるとし、そのような活動の主体があればそれが「国家」だとする。

M. ウェーバーは、この観点から国家を捉える研究者の一人に数えることができる。もっとも彼は、国家をそれが行使する手段の特殊性から定義するが、それに至る過程で、国家はその活動の内容からは定義できないといい、その理由としてつぎの二点を指摘する。(1)国家は何でもやる、すなわち、歴史上どの国家も手掛けなかったような活動はない。それにもかかわらず、(2)そのどれ一つとして国家以外の活動主体が手を染めないといえるもの—国家に専売特許のもの—はない。

この観点からの国家の定義は、つぎの論理にしたがって行なわれているといえることができる。すなわち、国家以外の活動主体は、その活動が、他の活動主体が手掛けない特定のものに限定でき、したがって、その活動に言及して定義できる。例えば、「学校」についていえば、学校が行なう活動は「教育」に限られているという認識にもとづいて、学校を、教育を「目的」とする組織とか、教育「活動」を行なう組織と定義する。しかし、この定義の仕方は国家には適用できない。したがって、国家を定義するには、その活動の内容に言及しない別の方法をとる必要がある。

しかし、この立論には、矛盾が含まれている。

(1)国家以外の活動主体の場合も、それが行なう活動は広い範囲に及んでいるのが事実である。それにもかかわらず、私たちは、国家以外の活動主体を定義する際には、その中の特定の活動のみに注目し、それがその活動主体の「目的」だとして、それにしか言及しない。つまり、他の活動は無視してしまう。

「学校」を例にあげれば、それが「教育」活動（例えば、教室で行なわれる方程式の解き方の練習）を行なっているという主張に異を唱える人はいないであろう。しかし、学校はその他、教室の床の掃除、壊れた壁板の補修、切れた蛍光灯の取り換え、食堂でのすしの販売やラーメンの調理、外部団体の行事に教室や体育館を貸すこと、職員に駐車スペースを有料で貸すこと、キャンパス内でホテルを経営することなども行なっている。その意味で、学校が現に実行する活動はきわめて多様であり、学校も「なんでもやる」ことになる。

したがって、国家だけが特別なのではなく、国家だけを特別扱いすることが「特別」なのである。しかも、この特別扱いを正当化する根拠が示されることはない。

(2)国家以外の活動主体の場合も、一般にそれに専売特許だと思われている活動が、他の活動主体によっても実行されていることが多いのが事実である。それにもかかわらず、私たちは、国家以外の活動主体を定義する際には、その活動を定義対象の専売特許であるとして扱う。つまり、他の活動主体もまたその同じ活動を実行している事実を無視する。

ふたたび「学校」を例にとれば、それは「教育」を目的とする組織だとされる。しかし、教育活動は学校以外の活動主体も実行している。例えば、企業が新入社員に対して行なう研修は、「新入社員教育」とも呼ばれる。また、極端な例をあげれば、いわゆる振込め詐欺の犯罪者集団では、新たに加わった者に対して、電話での対応の訓練をしているとのことである。この訓練も「教育」

であることにはかわりはない。その意味で、学校に専売特許の活動はないことになる。

したがって、国家だけが特別なのではなく、国家だけ特別扱いをすることが「特別」なのである。しかも、この特別扱いを正当化する根拠が示されることはない。

特段の理由がある場合は別として、同種のものと同様に扱うのが自然であり、健全でもある。これに関しては、**一見矛盾**—例えば、**学校の場合、学校が行なう教育以外の活動を無視したり、他の活動主体が行なう教育類似の活動を無視したりすること—**に見える**上述の国家以外の活動主体の定義の仕方**になにか**まだ隠れた論理**があり、それが明らかになれば**現在の矛盾は消滅する**、と考える方が**自然**である。(この論理は、「VIII 装置の定義の仕方」で明らかにする。)上の国家の特別扱いは、そのような論理が存在しないことがはっきりしてから考慮すべきことである。

## Ⅶ 国家一定義の仕方

### 1. 工学としての定義の条件

国家の定義を行なうに先立って、つぎの点を確認しておく。すなわち、**社会一般の人びとは、政治学に対して、国家をめぐって生じる問題の解決に対する手引きの生産を期待している。政治学がその期待に応えるためには、それは工学の構成をとり、くわえてその「そもそもの被説明変数」が「国家」を記述するものでなければならない。**国家の定義は、このような条件を満足させる必要がある。

政治学がこの期待に応えるためには、国家の定義は可能なかぎり一般の人びとの通念(社会通念)に合わせるように定義される必要がある。社会通念の矛盾や欠陥は整序洗練される必要があるが、研究者は定義を行なうに際してみずからの「学問上の」関心を優先させ、一般の人びとが「実際の生活の場」で求めるものを軽視してはならない。

### 2. 「国家」の多義性と問の立て直し

ところで、これまでの国家の定義で意見の一致がえられなかった一つの原因は、私たちがもっている「**国家のイメージ**」の多様さにある。それはいくつもの要素から構成されている。そして、研究者のある者はその構成要素のあるものに注目して定義を試み、他の者は他の構成要素を定義しようとして議論を展開した。異なる対象の定義を試みていけば、意見の一致を見ないのは当然である。

私たちは、日本国の経済の好転を語るときに、勤勉に働いて GDP を大きくし、家庭の団らんを楽しんでいる人びとの集まり(1)(国民)を念頭においている。また、フランスで EU 憲法条約が承認されなかったと聞くと、そのような意思表示を行なった人びと(2)(有権者)の顔を想像する。さらに、牛肉の BSE 汚染が明るみに出たとき、「国はいったい何をしていたんだ」と批判する際に想起するのは、一連の装置(3)(議会なども含めた広義の政府)と霞が関で執務する一団の人びと(4)(公務員)である。最後に、安易に人を殺してしまう事件が頻発すると、一定範囲の人びと(1)の間から規則(5)(法律)に従わなくてはならないという意識が薄れ、その結果その人びとの間に、彼ら**がその規則に服すこと**で生まれる安定した状態(6)(秩序)が欠けてきたことへの嘆きと不安が広がる。

ここに番号を付けた事項は、すべて、私たちがもつ「**国家のイメージ**」の重要な構成要素である。それらは、深く相互に関連をもっているが、一つひとつは別個の存在である。私は、これらの諸要素を含む「**国家**」を、一まとめにして定義することはできない。

そこで、つぎの戦略をとることにする。すなわち、はじめに、**どれかひとつの要素を選び出し、それを明確に定義することを試みる。その他の要素のなんであるかは、はじめの要素の定義がなった後で、それと関係づけることで明らかにする。はじめに定**

義を試みる要素はどれでも構わないが、私はそれが与しやすいとみて、(3)の「装置としての国家」とする。

以上の手順を踏むことで、「国家とは何か？」の問(Q1)は、「社会通念上、国家はいかなる装置か？」(Q2)と「国家の他の要素は、この装置といかなる関係にあるか？」(Q3)に変わる。

## VIII 装置の定義の仕方

つぎの用語は、本論においてはつぎの意味で用いる。

「目的」(an end; an aim; an objective; a purpose) = ある人がよしと評価し、したがって、その人にとって行動を起こしてその実現を図る必要があると認識された事物の状態。「目標」(a goal)と同義。

「仕事」(a job) = 目的の状態を実現するために必要だと認識された、一連の操作の集合。「作業」(a work)と同義。

### [1] 「装置」(a device)とは何か？

「装置」(a device)とは、“a piece of equipment or a mechanism designed to serve a special purpose or perform a special function”である(Merriam Webster's Collegiate Dictionary, 10th ed.)。この「目的」と「仕事」が変わらなければ、その実現のための仕組みの設計がどう変更されても、装置の種別は変わらない。したがって、**装置は、それが作られた「目的」またはその目的の状態を直接生起させる「仕事」を明示し、それに言及することで特定できるはずである。**この意味の目的と仕事を、その装置に「特有の目的」と「特有の仕事」と呼ぶことにする。

### [2] 装置が実行する仕事の種類

ところで、装置は、通常、多様な仕事を実行している。しかし、**その装置が作られた目的と個々の仕事の関連は一様ではない。**その関連の観点からすると、**一個の装置が実行する多様な仕事は大別すれば三つの種類—a. 特有の仕事、b. 準備作業、および、c. 複合化によって後から付け加わった仕事—に区別することができる。**この区別のなんであるかを明らかにするためには、まずつぎの二点に触れる必要がある。

#### 1. 仕事の構造—木型の構造、特有の仕事と準備作業

簡単な仕事は一つの作業だけで完結することがある。しかし、通常は、複数の作業が組み合わされて一個の仕事となる。このひとまとまりの複数の作業の間には、一方の作業が実行された結果他方の作業が行なわれる環境もしくは条件が整備されるという関係が存在する。後者の作業もまた、第三の作業の条件整備をしていることが多い。その結果、**このひとまとまりの作業は、一個の木の形をした構造を持つことになる。**

**一つの木構造の内部をみると、ほとんどの作業は、その木構造に所属する他の作業の条件整備を行なっている。**しかし、**最低一つ、その木構造に所属する他の作業の条件整備を行わない作業が存在する。**この、いわばクリスマス・ツリーの頂点の星に当たる位置を占める作業を、そのひとまとまりの作業群に「特有の仕事」と呼ぶ。この作業群が、ある装置の実行する作業群の総体であるとするれば、この星に当たる作業は、その装置に「特有の仕事」である。そして、その星に当たる作業以外の作業を、その作業群およびその装置の「準備作業」と呼ぶ。

作業の木構造について上に述べたことは、一個の装置が実行する仕事の範囲に視野を限定した場合の状況の説明である。ところで、私たちが直面する問題群は、私たちの生活の全側面に関わって生じてくる。したがって、私たちは、複数の多様な装置を同時に手にすることになる。それら諸装置の間で、一方の

装置が最終的に生起させる状態すなわちその「特有の目的」が、他の装置や仕事などの条件整備の働きをする場合が多い。その観点からすれば、装置に「特有の目的」は一つ先の装置または仕事の「手段」に位置づけられる。

この意味で、目的と手段の関係を論じるためには、それを論ずる視野の範囲（または文脈）を特定しなくてはならない。

## 2. 装置の複合化

人びとの欲求の変化と社会科学も含めた科学技術の発達により、新しい装置が生まれ、既存の装置の改良が進み、その形状が変わっていく。そんな中から、装置の「複合化」の現象が生じてくる。

**装置の複合化とは、社会通念上は別種の装置が、モノとして合体して一つの実体を形成することである。**その結果、新しい種類の装置が生まれることもあるが、複数の装置がたんに合体したものと認識される場合が多い。複合化した装置の具体例をあげれば、消しゴム付き鉛筆が古典的な例であり、携帯電話がもっとも今日的な例である。

複合化が生じていない装置は、上に述べた作業の木構造一つから成っている。これに対して、**複合化した装置では、複数の木構造が絡み合って存在している。**複合化は、a. 異なる木構造の部分に機能的に共通する箇所があり、それを共有する形で成立する場合（例、ラジカセの電源回路）、および、b. 一方の装置に特有の仕事が生み出す状態が他方の装置の作業の実行のための条件整備を行なう形で成立する場合（例、ラジカセにおいては、ラジオが生み出す音声信号がカセットテープレコーダーが必要とする入力信号となる）があると考えられる。これは、**それに利があると考えられれば、どの装置にも起こりうる**ことである。

## 3. 「特有の目的」と「特有の仕事」

特定の種類の装置を定義しようとする際に私たちが知りたいのは、その種類の装置に「特有の目的」と「特有の仕事」はなにかである。これを、一個の複合化した装置が実行する複雑な仕事群の中からどうやって見つけ出したらよいであろうか。

複合化で絡み合った複数の木構造を解きほぐして、複合化前の一つひとつの装置の姿を確認するためには、つぎの手順を踏む必要がある。すなわち、まず社会通念に基づいて、分析対象の装置が果たしている複数の「目的」を特定し、その装置が現に実行している仕事のなかから、その目的に対応する複数の「クリスマス・ツリーの頂点の星」とそれを頂点とする仕事の木構造を抽出する。こうすることによって、理論的には、特定の目的に対応する作業の木構造とそれ以外が区別できることになる。

複合化した装置では、作業の木構造が複数個絡み合った状態にある。しかし、私たちが目にするのはばらばらな個々の作業である。いま私が目にしてある特定の一つの作業は、いま私がながめている装置に「特有の仕事」か否かを判断する簡便な方法はないであろうか。ありがたいことに、答えは「ある」である。

それは、「この装置がこの作業をやらなくなったら、この装置はもはやこの装置だとはいえなくなる」かどうかを、**社会通念に照らして検討**してみることである。これは一種の「思考実験」である。答えが「否」であれば、その作業は「準備作業」もしくは「複合化により後から付け加わった仕事」のいずれかだということになる。答が「然り」であれば、その作業はこの装置に「特有の仕事」である。ある装置が実行しているすべての作業についてこの検討を行えば、この装置に「特有の仕事」のなんであるかが明らかになる。

## 4. 装置の定義の手順

装置が行なう仕事の実態を以上のように捉えるならば、装置はつぎの手順を踏んで定義できることになる。

- ・手順1: 複合化により後から付け加わった仕事は無視する



私たちは特定の種類の装置の定義に関心を持っているのであって、定義できれば何でもよいというわけではない。したがって、複数の種類の装置が絡み合っている場合には、その中から私たちの関心対象である一つの種類の装置だけを取り出す必要がある。それゆえ、複合化した装置が現に実行している多様な仕事をただ列挙するだけでは、複合化する前のどの装置の特徴も明らかにすることはできない。**複合化する前の特定の装置の特徴を明らかにするためには、(私たちの関心の対象である装置から見て)、複合化によって後から付け加わった仕事は無視する必要がある。**なにが後からつけ加わった仕事であるかは、すでに述べた通り、理論的な考察と社会通念に基づく思考実験によって確認することができる。

#### ・手順2: 準備作業は無視する

以上の手順を踏んだ後でも、装置の特徴の記述は、それが実行する作業に言及しさえすればどれでも可能になるとはいえない。これが可能になるのは、装置に「特有の目的」を生起させている作業すなわち「特有の仕事」のみであり、その目的の実現との関連で代替可能性をもつ「準備作業」に言及することでは可能にはならない。したがって、装置を定義しようとする際には、準備作業は考慮の外に置く必要がある。

装置には改良が加えられるのが常である。改良は、装置に「特有の目的」は変えずに、その目的を実現するための手段—これは私の言う「仕事」「作業」のことであり—を変えることによって行われる。つまり、理論的に言えば、ある対象の特徴を、(改良を施すことによって)それとまったく無関係にもなってしまう可能性がある事項に言及して記述することはできない。これは、準備作業に言及するのでは、いくら多言であっても、ある装置がいかなる装置かを特定できないことを意味する。したがって、**装置の定義を試みる際には、準備作業は無視する必要がある。**

・手順3: 装置の定義は、その装置に「特有の目的」と「特有の仕事」に言及することによって可能となる

以上の手順を踏めば、手許に残るのはその装置に「特有の目的」と「特有の仕事」だけである。これらに言及して定義を行えば、問題の装置の定義は成る。

### IX 装置としての国家の定義

「国家」もまた、人がなんらかの目的を実現しようとして作り出した「装置」の一つである。したがって、それは、**基本的には、装置一般の定義の仕方に従うと考えるのが自然である。**それと異なる定義の仕方を試みる人は、一般的な定義の仕方が「国家」には適用できない理由を明らかにする責任がある。★ところが、すでに指摘したように、政治学においては、この説明なしに一般的な定義の仕方が放棄されてきた。

これは自然で健全な議論の仕方ではない。その理由を以下に記す。

★ 私にはその責任がない。なぜならば、私は、装置一般の定義の仕方を明らかにし、これまで多くの政治学者がそのやり方から外れた理由を示し、それを踏まえた上で、その一般的なやり方で国家を定義するからである。

#### [1] 政治学者の「落とし穴」

多くの政治学者が装置についての一般的な定義の仕方を取らないのは、**国家の実態に関するつぎの二つの認識があるからである。**

##### 1. 「国家は何でもやる」の認識について

第一は、「国家は多種多様な仕事を実行している」、「国家が手掛けない仕事はない」とする事実認識である。ここから、「国家に特有の仕事は特定できない」、したがって「仕事の内容から国家を定義することはできない」という結論が出てくる。この立論の仕方は、**国家以外の社会的装置を定義しようとい**

う場合のふつうのやり方とは大違いである。

学校にしる企業にしる、近年、「本業」以外の仕事を手がける例（企業開設の美術館の経営など）が増えている。しかし、一般の人びとがこれらの社会的装置の定義を試みるとき、その種の活動は意識に上らないか、上ったとしても「副業」として理解され、定義の過程からは排除される。私は、これはきわめて「健全な」やり方だと考えている。

ここで一般の人びとが行なう思考は、つぎに示す論理を持っている。すなわち、学校を例にとれば、学校もその名の下に実行する活動の範囲が広範にわたるようになってきている。それは、**装置の複合化と準備作業の複雑化・高度化が進んでいる**からである。しかし、**学校を一つの装置として定義する場合には、学校が他の装置と複合化することで学校から見れば後から付け加わった作業と、すべての準備作業は無視する必要がある**。かくして、学校に「特有の仕事」と考えられるものは、その無視の結果手許に残る「教育」だということになる。

国家では、典型的に装置の複合化が、また準備作業の複雑化・高度化が進んでおり、国家の名の下に実行される活動の範囲が広範にわたるようになっていく。「行政国家化現象」とは、国家のこの変化のことを指す。したがって、**私たちがこの現実を目の当たりにしながら国家を定義しようとするならば、国家が現に実行している多岐にわたる活動を、装置の複合化と準備作業の複雑化・高度化を念頭において、整理し分類を行なう必要がある**。

政治学者の多くは、この作業を行わず、したがって、上の自然かつ健全なやり方をとらなかった。

## 2. 「国家に専売特許の仕事はない」の認識について

ここに言う「専売特許」とは、その仕事の実行が特定の主体に「独占される」ことをいう。したがって、上の言明は「国家が実行する仕事はどれをとっても、同じ仕事を実行する国家以外の主体がかならず存在する」と考える政治学者がいることを示す。たとえば、国家による「法の定立」は、民宿における一つの浴室の男・女の使い分け時間帯の「取り決め」に対応する。常識的に言えばまさに国家に特有のものと考えられる法の定立でさえ、このような指摘を受けることになる。

ここでは、国家は「専売特許の仕事を持たない特異な存在」として、特別扱いされている。しかし、私は寡聞にして、なぜ国家だけが装置の一般的な定義の仕方を免れるだけ特異なのかについて納得できる説明を聞いたことがない。

国家以外の社会的装置の場合、一般に人びとはこのようには考えない。例えば「学校」についていえば、学校には「教育」という専売特許の仕事がある、と人は言う。ところで、「教育」活動は、企業においても、軍隊においても、「訓練」とか「研修」の名の下に広範に行なわれているのが事実である。一般の人びとが「学校」の定義を試みるとき、学校以外の主体が行なうこれらの類似の活動は意識に上らないか、上ったとしても無視され、定義の過程からは排除される。私は、これはきわめて「健全な」やり方だと考えている。

それは、これらの活動が学校以外の主体にとっては準備作業と考えられるからである。すなわち、それらの組織は「訓練」や「研修」の結果生まれる状態そのものの実現を目的として作られたのではない。その状態は、それら組織がその実現のために作られた目的を生起させるための条件に過ぎない。**この意味での条件とそれを生起させるための活動すなわち準備作業は、装置を定義する際には無視する必要がある**。

以上の二点は、国家を定義しようとする際に、政治学者が足をすくわれる主要な「落とし穴」である。求められているのは、ここで足をすくわれないための論理である。すなわち、**明確な論理に基づきかつ事実との対応が明らかな形で、国家に特有の仕事の範囲が限定できること、および、国家だけが実行する仕事特定できることを示す必要がある**。つぎの項以降では、これらの二点を前提として、国家の定義を試みることにする。★

★ 国家以外の社会的装置の一般に行なわれている定義が「健全」だと私がいうのは、それが無意識の内にここで論じた二点を前提としているからである。

## [2] これさえやっていたら「国家」と呼べる目的や仕事は何か？

「国家はいかなる装置か」の間に答えるためには、「社会通念上、『他の仕事はやらなくても、この仕事さえ実行していれば、それを国家と呼ぶことができる』と考えられる仕事は何か」に答えればよい。そのためには、つぎの思考実験を行なう。すなわち、現に国家が実行しているすべての仕事一つひとつにつき、上の『 』の内容を疑問文に直したものに答えてみることである。答が「できない」であれば、その仕事は捨て、「できる」は残すことにする。すべての仕事につきこの検討が済んだ時、手許に残った仕事が求める仕事である。

都合のいいことに、いわゆる「夜警国家」は、歴史が「国家」という装置についてこの思考実験を行なった結果であると考えられる。つまり、夜警国家が実行していた仕事のなかに、国家に特有の仕事があることになる。

夜警国家は極めて限られた仕事しか実行しなかったが、それでも「国家」と呼ばれた。したがって、**最小限その限られた範囲の仕事さえやっていたら、それを私たちは国家と呼ぶことができる。**その仕事とは、外敵の防衛、国内の治安の確保、および、最小限度の公共事業である。

### (1) 国家の守備範囲の拡大

#### 1. 装置の複合化の典型的な事例としての行政国家化現象

夜警国家の「守備範囲」—国家が活動を展開する分野—は狭く限られていた。これが、以後急速に拡大していく。その結果が、「国家はなんでも手掛ける」状態である。この歴史的事実は、どのように理解できるであろうか。

19世紀後半以降のいわゆる行政国家化現象のなかで、各国政府が手掛ける仕事の範囲は拡大し、その頂点に20世紀の社会主義国家が位置していた。少し前までの日本の国家—その部分機構である地方公共団体も含め—は、規則（法律や条例）の設定と維持の他、郵便・銀行・保険事業、電信・電話事業、鉄道・道路・港湾事業、住宅・上下水道事業、治山・治水事業、学校・病院・博物館の経営などの、じつに多種多様な仕事を実行していた。日本の国家が手を染めていない仕事も、たとえば核爆弾の開発製造は、アメリカ、イギリス、フランス、中国などが行なっている。

このような、夜警国家から今日の国家にいたる国家の守備範囲の拡大は「装置の複合化」の一例として捉えることができる。（小泉内閣における特殊法人の整理の動きに見られるように、国家の守備範囲の整理・縮小もまた起こりうる。）

現在の国家は多種多様な仕事を実行している。そのなかには、それを行なわなくなったとしても、それを依然として「国家」と呼ぶことができるものが多数存在する。たとえば、日本では近年、鉄道事業と電話事業を民営化した。それでも、日本が「国家」でなくなったとは誰も考えていない。思考実験を行なえば、この他にも数多くの事業について同じことが指摘できる。

これらの事業の主体、すなわち鉄道事業主体（国鉄）や電話事業主体（電電公社）は、社会通念上、それぞれ独自で、国家とは別の種類の装置と考えられる。ここには、社会通念上「国家」と呼ばれる装置と、社会通念上「鉄道事業主体」「電話事業主体」と呼ばれる種類の「装置の複合化」が見られる。現代の国家は大々的に複合化が進んだ装置である。**行政国家化現象とか国家の積極化といわれる現象は、主として国家の複合化の現象である。**

#### 2. 複合化のメカニズム

この複合化はつぎのようにして起きている。

後に詳しく論ずるように、社会的な装置としての国家は、規則を設定し、人びとの行動に規制を加える仕事を行なう。その結果生まれるのは、「人びとの間で、ある型の行動は行なわれ、他の型の行動は行なわれない状態」である。この仕事の実効性は、国家が規制対象の人びとに比べて相対的に大きな強制力を持つことで保証される。

この、「ある行動が抑制され、他の行動が促進または容認される状態」は、さまざまな社会的活動をやりやすくする。その社会的活動の側からみれば、国家の仕事はその活動を実行するための条件整備の役を果たしているといえることができる。したがって、その社会的活動をよしとする人びとは、その実現のために国家のこの能力を利用しようとする。

日本郵政公社ができる前の郵便法は、簡潔な形でこの事情を具体的に明らかにしてくれる。

同法は、「郵便は、国①の行う事業であって、郵政大臣②が、これを管理する」（第2条）こと、「何人③も、郵便の業務を業とし・・・郵便の業務に従事してはならない」（第5条）ことを規定している。これにより、日本では、郵便事業は「国」と呼ばれる活動主体が独占的に行ない、民間の事業主体がこの分野に参入できないようになっていた。つまり、「国」という郵便事業の主体の側からみれば、郵便法という規則は、このような有利な事業環境（条件）の整備を行なっていたことになる。

この条文は、①を「事業主体A」、②を「Aの長」、③を「A以外の事業主体」と一般化して読み替えることが可能である。そうすると、①と③の間には、①が条文により有利な扱いを受ける事業主体、③は不利な扱いを受けるその違いしかないことが分かる。①も③も、国家が設定する規則によってその活動を規制される客体という意味では同じである。この場合の「国」は、民間の個人、団体となんら異なるところがない。

つまり、論理的には、「社会通念上『国家』と呼ばれる装置」をもって①とすることも、別のすなわち民間の活動主体をもって①とすることも、いずれも可能である。①が国家である必然性はない。いいかえれば、①には、特別の扱いを受けない（競争状態を確保し、あらゆる活動主体に平等の参入の機会を認める）場合、特別の扱いを受ける場合でも「私的独占」「公的規制」「公的独占」の三つの、合計四つの可能性がある。（ミルトン・フリードマン（熊谷尚夫他訳）『資本主義と自由』マグローヒル好学社・昭和50年、32ページ。）そのどれをとるか、郵便法の制定者にまかされた選択であった。

以上が国家の複合化のメカニズムである。

そこでは、国家の強制力を利用してなんらかの社会的活動を実行するための条件を整備させようという場合に、これだけはそれができないという活動は、論理的には考えられない。そして、そのようにして有利に事業環境を整えた活動の主体に「国家」みずからが納まろうとする誘惑はつねにある。したがって、論理的には、国家の複合化には際限がない。つまり、国家は何でも手掛けることになる。

その意味では、ウエーバーの主張は正しい。しかし、私たちがいま行なおうとしているのは、装置の種類の確認である。装置の種類を確認するためには、装置が実行する仕事群のなかで、装置の複合化によって後から付け加わった仕事を無視する必要がある。ウエーバーの立論には、この点を認識していなかったところに間違いがあった。

夜警国家が手掛けていた「最小限度の公共事業」は、「国家の複合化」により後から付け加わった仕事であり、装置として国家を特定するには無視すべきものである。

## (2) 国家に「専売特許」の仕事

夜警国家が実行していた残りの仕事について検討してみよう。

## [a] 外敵の防衛

「外敵の防衛」とは、一般的な言葉で〈仕事〉として記述すれば、「ある活動の主体が、環境との関係を自分に都合のよい状態にしようとする活動」—対環境関係調整活動—の一形態である。

国家にとって「環境」が「敵」として振る舞う事例の典型は、他国が自国を侵略してくる場合である。夜警国家の文脈で指摘される「外敵の防衛」は、この意である。しかし、外敵には他にも様々なものが含まれる。例えば、近い将来に発生するであろうと言われている「人から人に伝染するようになった鳥インフルエンザのウイルス」もその一つである。そして、その望ましくない影響を受ける対象も、VII 2. で指摘した国家の要素のどれか一つであったり、いくつかであったりする。

一般に、この種の望ましくない働きかけが環境からあった場合に、その働きかけを受ける側がどんな反応を示すかは、一義的には決まらない。その反応は、それを示す側がもつ資源の大きさと、働きかけの望ましくなさ等に依存するであろう。したがって、一国に他国からの侵略があった場合も、自国防衛のために軍事力を発動することが多いと考えられるが、なんの反応も示さず、侵略されてしまう場合もあるであろう。

このような場合でさえ、私たちは、社会通念上、「国内の治安の確保」の仕事さえ実行していれば、国家は国家であると考え。それは、**この種の活動が装置にとっての準備作業と位置づけられる**からである。そして、**準備作業は、装置の種別と関わりがない。**

## [b] 国内の治安の確保

以下においては、つぎの用語はつぎの意味で使うことにする。

「規則」または「ルール」=容認および拒否される行動の型を明示した指示・手引き

「秩序」=一定範囲の人びとの間から、特定の型の行動が排除され、特定の型の行動のみが行なわれる状態。（一定範囲の人びとの間で、型別に行動の機会の容認と拒否が確立されている状態。）

また、循環論を避けるため、「国内」「国民」「法律」の語は使わないで、考察を進めることにする。

「国内の治安の確保」とは、一般的な〈目的〉として記述すれば、「一定範囲の人びとの間に規則立った関係（秩序）が存在する状態」、〈仕事〉として記述すれば、「一定範囲の人びとを対象とした、規則の設定と維持」のことをいう。

### 1. この仕事は、他の活動主体によって、特有の仕事として実行されはしないか？

社会通念上、この種の仕事は一切行なわなくなったら、国家は「国家」と呼べなくなる。したがって、それは国家に「特有の仕事」である可能性が大きい。ただし、そのように断言するためには、この仕事は「国家の専売特許ではない」の主張に反論を加える必要がある。

社会通念にしたがえば、国家に特有の仕事は「一定範囲の人びとを対象とする規則の設定と維持」である。これはまた、表現に違いはあっても、伝統的に、数多くの政治学者が支持してきた見解でもある。

しかし、これに対しては、「規則の設定と維持の仕事は国家以外の団体も行なっている。したがって、それは国家に特有の仕事とは言えない」とする反論が出される。具体的には、反論の証として、学校の校則、企業の定款や従業員規則、テニス・クラブの会則などが挙げられる。

どうこじつけようと、校則や従業員規則が「規則」ではないと言いくるめることはできない。とすれば、国家以外に規則の設定と維持の仕事を行なっている装置があることは疑うことができない。したがって、これまでは、規則の設定と維持を国家に特有の仕事だとする説は、ここで挫折するか、この種の反論を無視するという非学問的態度をとらざるを得なかった。

ところで、国家に専売特許の仕事はないと主張する人たちも、国家以外の団体には専売特許の仕事があると考えている。たとえば、「教育」は「学校」に特有の仕事であると一般に考えられている。

しかし、教育という活動を行なうのは学校に限ったことではない。たとえば、企業は社員に対して研修を行なう。これは、別名「社員教育」と呼ばれる。このように、事実、教育は学校以外の装置によっても行なわれている。その意味では、教育は学校に専売特許の仕事ではない。

それにもかかわらず、一般に私たちは、そして国家に専売特許の仕事はないと主張する人たちも、「教育」は「学校」に特有の仕事であることを疑わない。それは、企業による教育活動が「利潤の追求」という企業の目的にとって、それをうまく運ぶための「準備作業」にすぎないからである。

「ある仕事はある種類の装置の専売特許だ」という主張は、「他の種類の装置はその仕事をまったく実行しない」ということを意味しない。その意味は、「他の種類の装置もその仕事を実行するかもしれないが、それは『準備作業』としてであり、その仕事を『特有の仕事』として実行するのはその種類の装置に限られる」ということである。私たちは、少なくとも国家以外の装置に特有の仕事指摘する場合には、装置が現に実行する仕事群のなかで準備作業を無視する。これが、装置に特有の仕事を発見するための適切な方法である。

したがって、もし国家以外の装置による規則（校則や従業員規則など）の設定と維持が、その装置にとっての準備作業であるとするならば、国家に専売特許の仕事はないと主張する人たちは、国家についてだけは、この適切な方法をとらないことになる。しかも、この「二重の基準」論法を正当化する根拠は一切示されていない。

つぎに明らかにするように、国家以外の装置による規則の設定と維持は、その装置にとっての準備作業でしかない。したがって、意図的ではないかも知れないが、ウェーバーは「二重の基準」論法をとっているといわざるを得ない。

## 2. 装置が人に対して設定する規則の種類

装置は、規則を設定することを通して、それに関わりを持つ人に対して一定の行動を求めることがある。この、装置による人の行動規制は、人が装置とどのような関わりをもつかに応じて、三つの型に分かれる。

### (1) 使い方の規則

第一は、装置の「使い手」に対する行動規制である。

すべて装置は、特定の目的の実現のために造られ、使われる。その目的の実現に必要な仕事を装置に実行させようとするならば、使い手は一定の手順にしたがって装置を「正しく」使う必要がある。この「装置の正しい使い方」は、使い手の「使うという行動」に枠をはめる。この行動規制は、なんらかの形の規則の設定を通して行なわれる。

装置はすべて、使い手を対象とするこの種の規則の設定と行動規制を行なう。しかし、この種の規則の設定と維持の仕事は、装置に特有の目的を実現するための準備作業の一つに過ぎない。したがって、これに言及することによって、装置の種別を特定することはできない。

この種の規則の具体例をつぎに示す。

① パソコンのマニュアル：パソコンに思う通りの仕事をさせようとするならば、使い手はマニュアルの指示に従ってパソコンを操作する必要がある。ただし、パソコンはこの行動規制を目的として作られたわけではない。

② 株式会社定款の株主総会の規定：使い手は株主

③ 公職選挙法：使い手は有権者・主権者…国家に特有の仕事が規則の設定と維持だといっても、国家が設定する規則のすべてが、その種の規則だというわけではない。

### (2) 部品の振る舞い方の規則

## 第二は、装置の「部品」に対する行動規制である。

すべて装置は部品を組み合わせることで造られる。装置に特有の目的の実現に必要な仕事を装置が実行するためには、部品は決められた仕事を決められた通りに「正しく」実行する必要がある。この「役割の正しい遂行の仕方」は、部品の立場にある人びとの「部品としての行動」に枠をはめる。この行動規制は、なんらかの形の規則の設定を通して行なわれる。

装置はすべて、部品を対象とするこの種の規則の設定と行動規制を行なう。しかし、この種の規則の設定と維持の仕事は、装置に特有の目的を実現するための準備作業の一つに過ぎない。したがって、これに言及することによって、装置の種別を特定することはできない。

この種の規則の具体例をつぎに示す。

①テレビの配線図と仕様書：テレビに期待通りの仕事を行なわせるためには、部品は仕様書の指示に従った材質・寸法・性能を持ち、配線図に従った位置に設置される必要がある。ただし、テレビはこのような部品に対する規制を目的として作られたわけではない。

②会社の従業員規則：部品は従業員

③国家公務員法、国家行政組織法：部品は公務員…国家に特有の仕事が規則の設定と維持だといっても、国家が設定する規則のすべてが、その種の規則だというわけではない。

### ③ 仕事の相手方の行動を規制する規則

## 第三は、装置の「仕事の相手方」に対する行動規制である。

社会的な装置が実行する仕事は、何らかの形で関係者または相手方を想定している場合がある。その場合、事情によっては、装置はそれらの人びとに対して規則を設定し、行動規制を行なうことになる。

### a. 国家以外の場合

この種の行動規制のその一は、装置に特有の仕事が他にあり、その準備作業として行なわれる場合である。この種の作業は、すべての装置がかならず実行するわけではない。

典型的な具体例を二つ示すことにする。

①利潤の追求を目的とする企業は、仕入れおよび販売取引の相手としての人びとを想定している。企業は、事情が許せば、利潤を大きくするため、これらの人びとに対して自分に都合のよい取引条件（規則）を示し、それを一方的に強要しようとする。たとえば、独占企業は買い手に言い値で商品を購入させようとし、また、取引上優位な立場にある企業は、原材料の購入に際し、外国の納入業者に自国言語による見積書の作成を求める規則を作り、それを強要したりする。

②教育を目的とする学校は、教育活動の対象としての人びと（学生や生徒）を想定している。学校は、教育を円滑に行なうため、学生や生徒に対して規則（学則、校則）を設定し、それに従わせようとする。たとえば、現在の日本の多くの公立中学校は、校則により、女子生徒のスカート丈が床上一何センチから何センチまでの間に収まっている状態を作り出そうとしている。

これらの規則の設定と行動規制の活動は、その種の装置にとって準備作業である。したがって、これに言及することによって、装置の種別を特定することはできない。

国家を除けば、社会的な装置が設定する第三の種類規則のすべてについて、企業や学校の場合と同様の説明が可能であろう。しかし、国家の場合は事情が異なる。

### b. 国家の場合

装置の「仕事の相手方」に対する行動規制のその二は、それが装置に特有の仕事として行なわれる場合に現われる。刑法、民法、独占禁止法、道路交通法などがその場合に

設定される規則である。

これらの規則の設定と維持の仕事は、国家が実行している他の仕事の条件を整備するものではない。いいかえると、「準備作業」として行なわれているのではない。くわえて、社会通念上、これらの規則の設定と維持の仕事を行なわなくなったら、国家はもはや「国家」と呼ぶことができない。

念のため付け加えれば、これまでの分析から明らかなように、国家が設定する規則のすべてが「国家に特有の仕事」の道具として設定されたわけではない。国家に特有の規則の例は、刑法、民法、独占禁止法、道路交通法などである。公職選挙法、国家公務員法、国家行政組織法などはこれには含まれない。

また、国家以外に人びとの行動規制を特有の仕事とする社会的な装置は存在しない。

### c. 国家の場合のみが「特有の仕事」として実行されている

以上の事実分析によれば、規則の設定と維持の仕事は、たしかに国家以外の装置も行なっている。しかし、その仕事を、「準備作業」としてではなく、「特有の仕事」として実行しているのは国家だけである。したがって、規則の設定と維持の仕事は、上の意味で「国家の専売特許」であり、「**国家は、規則の設定と維持を特有の仕事とする社会的な装置である**」と言うことができる。いいかえれば、**規則の設定と維持の仕事を「特有の仕事」として実行する装置があれば、それを「国家」と呼んだらよい。**

### d. 国家が設定する規則の種別

国家に特有の規則は、(3)の刑法、民法の類である。(1)の公職選挙法、(2)の国家公務員法などは、国家に特有の規則ではない。

憲法の主旨は、装置としての国家をどう作るか、どのような仕事を、どのように行なわせるか、その効果としてその仕事の対象である人びとの間にどのような状態を生み出すかに関する基本原則を定めるもの、いいかえれば「国家のマスター・プラン」である。

第5の種類の規則の典型は「郵便法」である。これは「国家の複合化」の基礎である。

## X 国家—その全体像

### [1] 「国家とは何か？」に答える

「国家とは何か？」(Q1)という問は、社会の期待に合致する形で—すなわち工学として—政治学を構成する際に、まず最初に答えるべき問である。[V 3.]

しかし、通常使われる「国家」のコトバは多義的で、いろいろな要素を指し示しており、それをそのまま一体として定義することは難しい。そこで私は、そのコトバが指し示す諸要素の内「装置としての国家」に注目し、まず「国家はいかなる装置か？」(Q2)に答え、そのコトバが指し示す他の要素の何であるかは、それとその装置との関係を明示する—「その装置と国家の他の要素との関係はいかに？」(Q3)に答える—ことによって明らかにするという立論の仕方をとる。[VII 2.]

これらの問に答える第一歩は、Q2に答えることである。その答(A2)は、「**国家は、規則の設定と維持を特有の仕事として実行する装置**」である。【IX

### [2] (2) [b] 2. (3) c.】

この装置と「国家」の他の要素の関係は、つぎの通りである。

「国家」というコトバは、3種類の異なる「人の集まり」を指す。

その一は、国民、臣民、被支配者、被治者などの意味での人の集まりで、**国家という装置が実行する、それに「特有の仕事の対象」の立場に立った場合の人びとのこと**を指す。つまり、装置としての国家は、この人たちを名宛人(対象、範囲)として規則を作り、それを維持しようとする。★



★ 「特有の仕事の対象」の立場に立つ人びとは、基本的には「国民」である。その基本に付加される人びと（例、その国に住む外国人）もあれば、その国に住んでいるにもかかわらずそれから抜ける人びと（例、その国に駐在する外国の外交官）がある。

その二は、選挙民、有権者団体、主権者、支配者、治者などの意味での人の集まりで、これは**装置の「使い手」の立場に立った場合の人びと**のことを指す。つまり、装置としての国家がどのような仕事を、どのように展開するか—どの人間活動の領域で、どのような型の行動を容認・奨励し、どのような型の行動を排除するか—を決める人または人びとである。

その三は、公務員、官吏、官僚、役人、公僕、議員、首長などの意味での人の集まりで、これは**装置を構成する「部品」の立場に立った場合の人びと**のことを指す。つまり、社会的装置としての国家がそれに特有の仕事を実行するためには、それを実際に動かす人びとが必要になる。★

★ ここに指摘したのは、装置との関連で人が占める「立場」である。したがって、人の側から言えば、一人の人がこの三つの立場の内実際に占める立場は最低一つ、最大で三つとなる。（例…財務事務次官のA氏はこのすべての立場に立つ。19歳の警官B氏は一と三を占める。私は一と二を占める。生まれたばかりの赤ん坊は一の立場にしかない。）

「国家」というコトバは、さらに、一つの「社会関係」、すなわち、「ある範囲の人びとの間に存在する規則立った関係」を指し示している。ここでいう「ある範囲の人びと」とは、上記一の人びとのことである。**国家に特有の仕事（規則の設定と維持）が国民を対象として行なわれると、その「仕事の結果（効果）」として、その人びとの間に一定の規則に従って行動するという安定した状態が生まれる。**これが、「国家秩序」とか「政治秩序」と呼ばれるものである。

以上が Q3 に対する答 (A3) である。

広義の国家 (A1) は、これらの要素から構成される一つのシステムである。すなわち、《一人の個人または複数の人びとの集合が、別の一群の人びとを「部品」として構成される一つの社会的「装置」の「使い手」の立場にあり、その彼または彼らの指示に従ってその装置がそれに「特有の仕事」を実行すると、さらに別の一定範囲の人びとを「対象」としての規則（法律）が設定され、それが維持されると、その人びとの間に、特定の型の行動は容認または奨励され、別の型の行動は妨げまたは排除されるという安定した状態（秩序）が生まれる》という機構がそれである。

## [2] 国家の歴史的な概念と超歴史的な概念

私がこれまでに提示した概念構成に対しては、国家は近代の国民国家以前には存在しない—国家は歴史的な概念である—とする反論がある。これに対しては、私の立場からはつぎのように言うことができる。

もし私たちの関心が、上の意味での「規則の設定と維持」の活動とその結果生まれる状態すなわち「秩序」、および、それらと関連して生ずる問題の解決一般にあるのなら、私たちの研究は、その種の活動およびその種の問題のすべてを視野に入れる必要がある。（ちょうど、医学における研究に「日本における」という限定をつけることが基本的には無意味であるように。）原始社会において、一般には「国家」と呼ばれないがこの種の活動を行っていた社会的な装置があったならば、それを現代国家との比較の対象にした方が、国家に関するより妥当な知識の入手が進む可能性が大きくなる。

この立場からは、この種の原始社会の「国家」も国民国家も、ここに私が示した超歴史的な概念としての国家の属性に、別の二次的な特徴が付け加わって構成されたものだと理解する必要がある。

## [3] 政治学における妥当な問

政治学は問題解決のための学問（工学）である。それが分担する領域は、社会的装置としての国家との関連で発生する問題群である。そこでは、国家の望ましい有り様が事実として提示され、その望ましきの価値の根拠が論じられ、その有り様を実現させる条件が示され、その条件を現実生起させる手立てが示される必要がある。

**政治学の総体としては、ここに指摘した課題のすべてに手を着けなければならない。しかし、これは、個々の研究者が一人で、この課題のすべてに取り組まなくてはならないということではない。個々の研究は、この全体構成のなかのどこかに位置づけられればよい。**

かくして、政治学に、国家の一要素、一側面に考察対象を限定したいくつもの下位領域が生まれることになる。

そのような下位領域の一つに、装置としての国家（すなわち広義の政府）に対して、誰がどのようにして、どのような内容の活動を実行するように指示を出すかという問題を扱う領域がある。これは、いわば、国家という装置について、その「使い手」の範囲、装置の「使い方」を論じることである。ここで大切なのは、「使い手→指示出し→装置（政府）→施策→対象（国民）」の全過程を構成する原理である。

その原理の一つは民主主義で、「原則として、すべての国民を使い手（有権者）の立場に立たせ、かれらの意向表明の過程から強制の要素を極力排除することで、かれらの意向を内容とする施策を政府に実行させる。ただし、使い手の意向と施策の内容の間に食い違いが生じる場合に備えて、施策が使い手の意向に合うように再調整するメカニズムを初めから作っておく」というのがそれである。この原理を現実のものとするために、基本的人権、複数政党制、普通選挙制度、議会、多数決、情報公開制などの「部品」が使われる。これに対抗する原理では、特定の人または集団の意向が政府施策の内容になるよう制度を構成しようとする。それは、必然的に、強制の要素を内在化している。その多くは、見かけは民主主義に似た外観をとろうとして、よく似た部品を採用する。しかし、それら部品の働きは、どちらの構成原理の下に組み込まれるかで違ったものになる。

この問題領域のさらに下位には、選挙研究が位置づけられる。

初期の選挙研究で強調されたのは、研究の任務が ” Why do they vote as they do? ” に答えることだという点である。つまり、「人はなぜそのように投票するのか？」は、いくつかの説明変数（政党支持態度、政治的関心、TV接触度、収入など）で記述し予測することができると考えられた。（飽戸弘「投票行動の社会心理学」（『放送学研究』1968年19号）。）

この関心のもち様は、結局、現実の政治としてはどうでもよいような些細な疑問点に研究者の関心を集めさせ、現実政治上重要な問題からは目を反らせる結果を生んだ。その例に、（その他の点では）評価の高い三宅一郎他「政治意識構造論の試み」（『年報政治学』1965年）がある。

この論文の著者たちが提示した仮説は、「基本的政治・社会的態度★は政党支持態度を支えている」であった。調査と分析の結果、基本的政治・社会的態度は政党支持態度を支える働きが弱いことが示された。彼らは「仮説はほとんど否定された」との見解を表明して、この論文で以後この問題にはいっさい触れていない。著者たちは、“Why don't they vote as they should?” の型の問には無関心であった。★★しかし、問題解決の意図をもつ研究者にとっては、三宅他の「仮説の否定」は研究の終点ではなく、出発点である。

★ 基本的政治・社会的態度とは、「現在の政治、社会体制についての基本的対立点」だと考えられるもの、すなわち、新旧の憲法体制の対立点から選び出した「労働組合のストライキ」「家族制度」「天皇制」についての考えから構成される態度である。

★★ 著者たちは、基本的政治・社会的態度と政党支持態度との間に合致の関係があると予想して研究を始めたが、それが間違いだと分かると、それ以上の関心は示さない。もし

彼らが、両者が合致すべきものだと考えていたならば、合致しないことが確認された段階で、「なぜ合致しないのか?」、「その原因は何か?」と問うはずである。

これと同様の研究を工学型に構成したのが、私の「投票行動の分析と政治の改革」(『法学研究』50巻12号、1977年)である。★それは、つぎの認識を基礎にして構成されている。すなわち、政党は、政権を取って、政治・社会のあり方の基本的枠組をみずからがよしとする形に作り替えようと目論んでいる。したがって、投票者はまず、自分が望む政治・社会の基本的なあり方を確認し、つぎにそれと一致する政治・社会のあり方を政策に掲げる政党を支持するのが「望ましい」(should)。なぜならば、それによって、投票という行為に託された意図とその行為がもたらす現実の効果の一致が得られる可能性がより大きくなるからである。それにもかかわらず、現実がそうになっていない(don't)のはなぜか—日常の政治論議のなかであれば、このように問うはずである。

★ この研究が行なわれた当時、日本は五大政党(自由民主党、民社党、公明党、日本社会党、日本共産党)の時代であった。これらの政党が異なる活動主体として分立していたのは、それらがつぎの三つの政策領域でとる立場の違いにあった。つまり、それぞれの党の独自性は、<a>政治的意思決定の方式</a>(議会制民主主義⇔一党の独裁制)、<b>国民経済の運営方式</a>(市場経済⇔計画経済)、<c>現在の国民生活の重視度</a>(当時の用語で、生産第一主義⇔生活第一主義)の三つの尺度上に占める位置の組み合わせとして記述できた。

(参照、根岸毅「政治的な実践目標」(『法学研究』45巻3号、1972年)。)  
私は、1974年の参議院議員選挙の際に面接調査を行ない、政党と同じ手法で、面接した一人ひとりの投票者の政治的位置を読み取り、政党別に、「政党が占める政治的位置と、その政党に票を投じた人の政治的位置を比較」した。結論を言えば、「政党が獲得した票の内、政党と投票者の政治的位置が一致するケースは多くない。野党についてそれが際立っている」であった。

民主主義に与する私は、この研究を始める前から、「政党とその支持者の政治的位置は同一であることが望ましいのに、現実はそうになってはいないのではないか?」との予感を持っていた。この調査は、資金などの理由で、確定的なことが言える規模では行なわれなかった。したがって、調査の結果、予感を裏付ける実例を見つけたが、問題状況がどの程度広く存在するのか、それを生む原因はなにかなどの疑問には答えられなかった。この調査の体験は、時間と資金と手間はかかっても、問題解決型の調査を行なう必要性を強く感じさせるものであった。

**工学は研究を通して「社会の付託」に応えなければならない。そのためには、研究における問を“Why don't they vote as they should?”の型に意識して構成するよう努力する必要がある。**すなわち、II 1. で示したように、「人はなぜそのように行動するのか?」を問う際、研究者が「その」状態に「問題(不都合)」または「望ましさ」を見て取るがゆえに問を発することが肝要である。

### おわりに

政治学は伝統的に問題解決型の学問であった。それは社会の付託に沿うものであった。

ところが、20世紀後半の科学化の機運によって、政治学の大きな部分が問題解決に関心をもたない型の学問に変化していった。これに対して、国家と関連して生じる問題の解決のための専門的な手引きを政治学に求める社会は、みずからの付託が軽視または無視されることに苛立ち、政治学の社会的適切さを問う激しい批判の声をあげた。そのような状況下でも、政治学には、みずからが分担する問題の領域は何か、その解決の専門的な手引きはいかにして提供すべきかが分かっていた。ない。

私はいくつもの論文を書き、本を著わし、本稿にまとめた形で、問題解決のメカニズムすなわち工学の構造を明らかにした。また、そこにおいて、それぞれ独自の存在である科学と哲学が、問題解決のためにいかに協力し合っているかも示した。

政治学に必要なのは、意識して、すなわちその論理をはっきりと認識した上での、問題解決型での研究活動の構成である。

[文献一覧]

1. 『政治学と国家』慶應通信・1990年
2. *The Methodological Foundations of the Study of Politics* (Tokyo: Keio University Press, 1996)
3. 『原理主義と民主主義』慶應義塾大学出版会・2003年
4. 「政治における試行錯誤の機会—もうひとつの民主主義論」・石川忠雄教授還暦記念論文集編集委員会『現代中国と世界—その政治的展開』慶應通信・1982年) (Eng. ver.: "Opportunities for Trial-And-Error in Politics: Democracy Recast in Simple Ordinary Language," *Keio Journal of Politics*, No. 5, 1984)
5. 「第2章 政治学とは何か」(根岸毅他『国家の解剖学』日本評論社・1994年)
6. 「学問分野間での政治学の分担—政治学の責任」(田中宏、大石裕編『政治・社会理論のフロンティア』慶應義塾大学出版会・1998年)
7. 「『政治概念論争』における潮田学説—その特異な意義と限界」(『法学研究』43巻10号、1970年)
8. 「政治的な実践目標—社会工学としての政治学の構想」(『法学研究』45巻3号、1972年)
9. 「投票行動の分析と政治の改革」(『法学研究』50巻12号、1977年)
10. 「政治的選択の制度と平和」(『平和研究』3号、1978年)
11. 「議員定数配分の是正と民主主義」(『法学研究』58巻4、5号、1985年)
12. 「工学に欠けるもの、政治学に欠けるもの—『問題解決のための学問』の条件」(『法学研究』58巻8号、1985年)
13. 「法解釈と政治」(『法学研究』59巻8号、1986年)
14. 「国家—装置とその仕事」(『法学研究』60巻1号、1987年)
15. 「民主主義の価値の論証—『進歩』と『やり直しの機会』」(『法学研究』65巻1号、1992年) (Eng. ver.: "A Demonstration of the Value of Democracy: 'Progress' and 'Opportunities for Redoing'," *Keio Journal of Politics*, No. 11, 2000)
16. 「国家の概念とウェーバーの間違い」(『法学研究』69巻4号、1996年) (Eng. ver.: "The Concept of the State and Weber's Erroneous Reasoning," *Keio Journal of Politics*, No. 9, 1997)
17. 「規範的な議論の構成と必要性」(『法学研究』70巻2号、1997年)
18. 「政治学の研究対象を『国家に限る』根拠」(『法学研究』72巻7号、1999年)
19. 「原理主義と民主主義」(『法学研究』75巻3号、2002年)、「原理主義と民主主義(続)—イスラエル・パレスチナ紛争の捉え方」(『法学研究』75巻9号、2002年) (Eng. ver.: "Fundamentalism and Democracy: Terrorism and the Value of Freedom," *Keio Journal of Politics*, No. 12, 2003)
20. 「民主主義の論理と価値」(『法学研究』77巻12号、2005年) (Eng. ver.: "The Logic and Value of Democracy," downloadable at <http://www.law.keio.ac.jp/~negishi/>.)

以上